

化学物質等国内規制法一覧

2023年度版

一般社団法人 日本化学品輸出入協会

はじめに

本書は、化学物質の安全・環境、安全保障貿易管理などの観点から、国内で施行されている化学物質の製造、販売、輸送、使用等に関する法規制をできるだけ網羅的に取り上げ、一覧できる形で整理したものです。法令だけではなく、その根拠となっている条約や、勧告、ガイドライン等についても、それぞれ【条約】、【参考】として掲載しています。

国内の化学物質に関する法規制は、多岐にわたり、かつ内容が複雑ですが、法令遵守のためには、まず、どのような法規制があるのかを把握する必要があります。また、製造や輸入はもとより製品の研究や開発に当たっては、そうした関係法令を事前にチェックしておくことが不可欠です。

本書で紹介している内容は、概略に留めていますので、実際に業務に携わる場合には、それぞれの法令に当たり、その具体的内容を確認する必要があります。本書が化学物質にかかわる法務、安全管理、研究開発、製造部門等幅広い分野の皆様へ、関係法令の検索のための手がかりなどとして積極的にご利用いただければ幸いです。

2023 年度版での特記事項

- ① 2022年度に、化学物質管理に関連して、万国郵便条約が、これまでの条約を更新する形で、新たに公布されました。
- ② 2022年度に、以下の7つの法律は、法律そのものが改正されました。
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ・ 高圧ガス保安法 ・ 航空法 ・ 薬機法 ・ 関税法 ・ 関税定率法 ・ 薬機法
- ③ 2022 年度における、化学品に関連して特に重要と考えられる法規制の変更として、以下の3項目が挙げられます。
 - ・ 労働安全衛生法関係政省令の改正（職場における自律的な化学品管理に向けた規制の変更）
 - ・ 危険物輸送関係：船舶安全法下における危告示の改正，航空法下における危険物告示の改正
 - ・ 外為法下での輸出貿易管理令における「化学物質の輸出承認について」の改正

凡例

- ① 2022 年度版との違いについて
2022 年 4 月 2 日～2023 年 4 月 3 日の間で、新たに制定された部分、改正された部分は、**赤字**とし下線を付しました。
2022 年 4 月 2 日以前の改正事項等で 2022 年度版に記載しきれいいなかった部分、及びその他の修正部分は、**緑字**で示しました。
- ② 略記について
年号、省庁名及び法令名を次の例のように略記しました。

例) 毒物及び劇物取締法 昭和二十五年法律第三百三号	→ 毒物及び劇物取締法 S25(1950)法律 303
毒物及び劇物取締法施行令 昭和三十年九月二十八日政令第二百六十一号	→ 施行令 S30(1955)政令 261 (当該法律の名称を省略)
毒物及び劇物取締法施行規則 昭和二十六年厚生省令第四号	→ 施行規則 S26(1951)厚令 4 (同上)
平成 16 年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第七号	→ H16 厚・経・環告 7

ご注意

- ① 本一覧は、2023 年 4 月 3 日までの官報やその他の情報を要約し、とりまとめたものですが、法令の内容についていかなる保証もするものではありません。その確認はご自身で行っていただきますようお願いいたします。また、法令は日々改廃されますのでご注意ください。
- ② 本書の取り扱いにつきましては、以下ご注意願います。
 - ・ 本書の著作権は当協会にあり、本書（法令等の引用部分を除く）を引用する際には、本書からの引用である旨を明示して下さい。
 - ・ 本書は当協会会員及び一般の購読者に配付するものであり、この利用目的以外の無断複製・転送及び使用は固くお断りします。
- ③ 本書に関する問い合わせ等がありましたら、奥付に記載の連絡先までご連絡をお願いします。

目 次

法 令	ページ	法 令	ページ
化学物質管理の基本法		環境(水質)	
・ 毒物及び劇物取締法	1	・ 水質汚濁防止法	66
・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	3	・ 水道法	68
・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	11	・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	68
・ ダイオキシン類対策特別措置法	13	・ 下水道法	69
・ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律	13	環境(土壌)	
・ 【条約】残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約	16	・ 土壌汚染対策法	70
・ 【条約】水銀に関する水俣条約	16	海洋(環境・災害・その他)	
労働安全・労働衛生		・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	70
・ 労働基準法	18	・ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	77
・ 労働安全衛生法	19	・ 【条約】千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(MARPOL73/78 条約)	78
・ 【条約】職場における化学物質の使用の安全に関する条約(ILO 第 170 号条約)	33	・ 【条約】千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書	79
・ 【条約】職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約	34	・ 【条約】二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書	80
・ 【条約】石綿の使用における安全に関する条約	34	・ 【条約】二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約	80
GHS		・ 【条約】二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約	80
・ 【参考】化学品の分類および表示に関する世界調和システム(改訂6版)	34	危険物・保安・防災	
環境		・ 消防法	81
・ 環境基本法	55	・ 火薬類取締法	89
環境(大気)		・ 高圧ガス保安法	91
・ 大気汚染防止法	57	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	94
・ 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	59	危険物輸送	
・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	60	・ 【参考】危険物輸送に関する勧告(国際連合危険物輸送勧告)	94
・ 地球温暖化対策の推進に関する法律	61	危険物輸送(船舶)	
・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	62	・ 船舶安全法	98
・ 悪臭防止法	62		
・ 建築基準法	62		
・ 【条約】オゾン層の保護のためのウィーン条約	63		
・ 【条約】オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書	64		
・ 【条約】気候変動に関する国際連合枠組条約	65		
・ 【参考】室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について	65		

法 令	ページ
・ 特殊貨物船舶運送規則	103
・ 港則法	104
・ 海上交通安全法	104
危険物輸送(航空)	
・ 航空法	105
危険物輸送(陸上)	
・ 道路法	108
・ 道路運送法	110
・ 道路運送車両法	111
・ 鉄道営業法	111
危険物輸送(郵送)	
・ 郵便法	113
・ 【条約】万国郵便条約	114
・ 【参考】内国郵便約款	115
・ 【参考】国際郵便条件表	116
核物質・放射性物質	
・ 原子力基本法	120
・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	120
・ 放射性同位元素等の規制に関する法律	120
・ 【条約】核物質及び原子力施設の防護に関する条約	121
・ 【条約】使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	121
・ 【参考】ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン	122
製品・品目ごとの規制(医薬関連)	
・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	122
・ 動物用医薬品等取締規則	139
・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	141
・ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法	143
・ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	143
・ 麻薬及び向精神薬取締法	144
・ あへん法	146
・ 大麻取締法	146
・ 覚醒剤取締法	146
・ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	147

法 令	ページ
・ スポーツ基本法	147
・ スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律	147
・ 【条約】千九百六十一年の麻薬に関する単一条約	148
・ 【条約】向精神薬に関する条約	149
・ 【条約】麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約	149
製品・品目ごとの規制(食品関係)	
・ 食品安全基本法	150
・ 食品衛生法	150
・ アルコール事業法	154
農業関係	
・ 肥料の品質の確保等に関する法律	154
・ 農業取締法	159
・ 【参考】農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストについて	161
家庭用品	
・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	162
・ 家庭用品品質表示法	162
安全保障・テロ対策	
・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	163
・ 【条約】化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約	164
貿易	
・ 外国為替及び外国貿易法	164
・ 関税法	168
・ 関税定率法	170
・ 【条約】国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約	172
廃棄物・リサイクル	
・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	172
・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	173
・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	174
・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	179
・ 【条約】有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約	180
・ 【条約】1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書	181

法令	規制対象	規制対象の定義、区分、性質等	主な規制の内容	備考	規制化学物質リスト
毒物及び劇物取締法 S25(1950)法律303 施行令 S30(1955)政令261 毒物及び劇物指定令 S40(1965)政令2 (この項で指定令という) 施行規則 S26(1951)厚令4	e-GoV 法 施行令 指定令 施行規則	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000303 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=330C00000000261 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340C00000000002 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326M50000100004			
	(目的)	この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする(法第1条)。			
	毒物	別表第1に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの(法第2条第1項)。	製造・輸入・販売業の登録、毒物劇物取扱責任者、保管・管理、表示、譲渡手続、廃棄・運搬等の技術基準、事故の際の措置、製造所の設備。	法別表第1: 黄燐、四アルキル鉛、シアン化水素、水銀等の28項目 指定令第1条:106項目	法別表第1、 指定令第1条
	劇物	別表第2に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの(法第2条第2項)。	毒物劇物業者等による情報の提供。 令第40条の9第1項の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする(施行規則第13条の12)。 1 情報を提供する毒物劇物業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 2 毒物又は劇物の別 3 名称並びに成分及びその含量 4 応急措置 5 火災時の措置 6 漏出時の措置 7 取扱い及び保管上の注意 8 暴露の防止及び保護のための措置 9 物理的及び化学的性質 10 安定性及び反応性 11 毒性に関する情報 12 廃棄上の注意 13 輸送上の注意	法別表第2: アクリロニトリル、アニリン、塩化水素、四塩化炭素等の94項目 指定令第2条:337項目 (R4.1.28 政令36)	法別表第2、 指定令第2条
	特定毒物	毒物であつて別表第3に掲げるもの(法第2条第3項)。 前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの(別表第3第10号)。	特定毒物研究者、特定毒物使用者の許可、上記に加え、製造等の許可、品質・着色基準、使用基準等(施行令関連各条)。	法別表第3: 四アルキル鉛等の10項目 指定令第3条:10項目。	法別表第3、 指定令第3条
	興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物	興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物であつて政令で定めるもの(法第3条の3)。	摂取、吸入又はこれらの目的での所持の禁止。	トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料。	施行令第32条の2
	引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物	引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるもの(法第3条の4)。	業務その他正当な理由による場合を除いて、所持の禁止。	亜塩素酸ナトリウム・その製剤、塩素酸塩類・その製剤、ナトリウム、ピクリン酸。	施行令第32条の3
	農業用品目	農業上必要な毒物又は劇物であつて厚生労働省令で定めるもの(法第4条の3第1項)。	農業用品目販売業の登録を受けた者に認められる品目。	アバメクチン・その製剤等の毒物:25項目。 無機亜鉛塩類等の劇物:109項目。	施行規則別表第1
特定品目	厚生労働省令で定める毒物又は劇物(法第4条の3第2項)。	特定品目販売業の登録を受けた者に認められる品目。	アンモニア、塩化水素、塩基性酢酸鉛等24品目とその一部の製剤。	施行規則別表第2	

法令	規制対象	規制対象の定義、区分、性質等	主な規制の内容	備考	規制化学物質リスト	
毒物及び劇物取締法 (つづき)	(飲食物の容器を使用してはならない劇物)	毒物又は厚生労働省令定める劇物(法第 11 条第 4 項)。	その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	省令で定める劇物：すべての劇物(施行規則第 11 条の 4)。		
	(飛散、漏洩防止の措置を講ずべき毒物等含有物)	毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるもの(法第 11 条第 2 項)。	その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置。	無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物。 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物。	施行令第 38 条	
	着色すべき農業用劇物	毒物劇物営業者は、政令で定める毒物又は劇物については、厚生労働省令で定める方法により着色したものでなければ、これを農業用として販売し、又は授与してはならない(法第 13 条)。	着色方法：法第 13 条に規定する厚生労働省令で定める方法は、あせにくい黒色で着色する方法とする(施行規則第 12 条)。	硫酸リウムを含有する製剤たる劇物及び燐化亜鉛を含有する製剤たる劇物。	施行令第 39 条	
	劇物たる家庭用品	毒物又は劇物のうち主として一般消費者の生活の用に供されると認められるものであって政令で定めるもの(法第 13 条の 2)。	成分含量又は容器若しくは被包について政令で定める基準に適合。	塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物(住宅用液体洗剤)、DDVP を含有する製剤(衣料用防虫剤)。	施行令第 39 条の 2 施行令別表第 1	
	解毒剤の表示	厚生労働省令で定める毒物又は劇物(法第 12 条第 2 項第 3 号)。	厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称の表示。	有機燐化合物・その製剤。 解毒剤は 2-ピリジナルドキシムメチオダイト(別名 PAM)の製剤及び硫酸アトロピンの製剤。	施行規則第 11 条の 5	
	業務上取扱者の届出を要する毒物又は劇物	政令で定める事業を行う者であってその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物又は劇物を取り扱うもの(法第 22 条第 1 項)。	都道府県知事への届出、法の一部の適用	1 電気めっきを行う事業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤。	施行令第 41、42 条
				2 金属熱処理を行う事業		
3 最大積載量が 5t 以上の大型自動車に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業				黄燐等 23 項目。 厚生労働省令で定める量 四アルキル鉛を含有する製剤：200 ㎖、 それ以外は 1,000 ㎖。	施行令第 41、42 条 施行令別表第 2 施行規則第 13 条の 13	
四しろありの防除を行う事業	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤。	施行令第 41、42 条				

法令	規制対象	規制対象の定義、区分、性質等	主な規制の内容	備考	規制化学物質リスト	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 S48(1973)法律117 施行令 S48(1974)政令202 施行規則 (経済産業省関係) S49(1974)通令40 施行規則 (厚生労働省関係) S61(1986)厚令54 施行規則 (国土交通省関係) S49(1974)連令24	e-GoV 法 施行令 経産省 対象物質等一覧	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=348AC0000000117 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=349C00000000202 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/substance_list.html				
	(目的)	この法律は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする(法第1条)。				
	化学物質	元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物(放射性物質及び次に掲げる物を除く。)をいう(法第2条第1項)。	(除外) 特定毒物、覚醒剤、覚醒剤原料、麻薬(法第2条第1項第1号から第3号)。			
	第一種特定化学物質	次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるもの(法第2条第2項)。 1 イ及びロに該当するものであること。 イ 自然的作用による化学変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。 ロ 次のいずれかに該当するものであること。 (1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。 (2) 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 2 当該化学物質が自然的作用による化学変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学変化により生成する化学物質が前号イ及びロに該当するものであること。 (難分解性かつ高濃縮性であり、人又は高次捕食動物に対する長期毒性を有するおそれがあり、政令により定められた物質。)	製造又は輸入の許可(原則禁止)、製造技術基準への適合、改善命令、帳簿の記載。 使用(用途)制限、使用の届出。 使用可能用途の指定。 指定に伴う措置命令。 許可の条件の付与。 その他。 不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱い (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(H30 薬生発 0903 第1号、20180829 製局第2号、環保企発第1808319号)3-4)(H30.9.3) 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて(お知らせ)(H31.3.29)	PCB、ポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロベンゼン等の34項目 (R3.4.21 政令144)。 輸入の除外: (1) 試験研究用以外: 法第22条に基づく経済産業大臣の許可を受けるとともに、許可書の原本を輸入申告の際に提出すること。 (2) 試験研究用: 試験研究用として輸入するものである旨の別紙2の様式第1による書面を、輸入申告の際に提出すること。 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について(H30.3.30))	施行令第1条	
第一種特定化学物質使用製品	政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(法第24条第1項)。	輸入の禁止(法第24条第1項)。		ポリ塩化ビフェニル等の18項目 (R3.4.21 政令144)。	施行令第7条	
技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品	許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(…)を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者(以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。)は、…主務省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない(法第28条第2項)。	第一種特定化学物質等取扱事業者は、第一種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、表示をしなければならない(法第29条第1項)。 表示すべき事項(H23 厚、経、環境告6)	法第28条第2項の政令で定める製品:(当分の間) PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩。 製品: 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 (R3.9.21 総、厚、経、国、環防、省令1)。	施行令附則第3項		
汚染物	PFOS 又はその塩若しくは PFOA 又はその塩(以下「PFOS 等」という。)を含む廃液又は PFOS 等が付着している布その他の不要物(施行令附則3項の表 PFOS 又はその塩の項又は PFOA 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令)。(R3.9.21 総、厚、経、国、環防、省令1)。					